

(別紙 2)

## 審査の結果の要旨

氏名 梁 誠允

本論文は、近世の浮世草子作者である井原西鶴（1642～1693）の奇談物の浮世草子について、典拠、様式、受容史の観点から考察したものである。本論文の構成は、巻頭に序章を置き、次いで第一章「伝承の想像力」に「『西鶴名残の友』巻三之七「人にすぐれての早道」と狐飛脚伝承」等の三節を、第二章「西鶴奇談の様式に関する試論」に「方法としての〈なぞ問答〉—『西鶴諸国はなし』巻一之五「不思議のあし音」の遊戯—」等の三節を、第三章「西鶴奇談の位相」に「話柄の行方—『棠陰比事』「彦超虚盗 道讓詐囚」をめぐって—」等の二節を配し、末尾に終章を添える。

第一章では、従来未解明であった西鶴の奇談物の典拠を指摘し、西鶴の創作手法を明らかにする。第一節では『西鶴名残の友』巻三之七について、狐に関わる既存の伝承をふまえながら特異な悲劇へと仕立て直したところに西鶴の独自性を見いだす。第二節では、『懷硯』巻五之二が近世の町人世界の内実を描くにあたり宋代の裁判物語『棠陰比事』「道讓詐囚」に源流を持つ詐術譚と民話「大晦日の客」とを下敷きにしていることを明らかにする。第三節では『懷硯』巻三之三と民話「猫と南瓜」との関連を指摘する。

第二章では、西鶴の奇談物が内包する物語の様式や枠組みに焦点をあてて考察する。第一節では『西鶴諸国はなし』巻一之五になぞ問答の様式と発想が取り込まれていることを指摘し、他のなぞ文芸と比較して西鶴の手法を評価する。第二節では、『懷硯』巻五之三が同時代の事件に取材した公事物の枠組みを持つ一方、物語の細部に『太平記』や『棠陰比事』「道讓詐囚」に関わる要素が見られることを指摘する。第三節では『万の文反古』巻三之三が懺悔物の様式を踏襲しながら主人公が救済されない点で従来の懺悔物とは異質であることを指摘し、軽薄な出家者に対する西鶴の批判を読み取る。

第三章では、『棠陰比事』の「彦超虚盗」と「道讓詐囚」に源流を持つモチーフの近世小説における受容について論じる。第一節では、「彦超虚盗」と「道讓詐囚」に見られるモチーフが西鶴の『懷硯』巻五之二を経て後世の浮世草子『日本桃陰比事』『風流宇治頼政』『世間妾形氣』に受容されてゆく様相を明らかにする。第二節では、「道讓詐囚」に見られるモチーフが『懷硯』以後の『諸国因果物語』『鎌倉比事』および実録の大岡政談物等に受容されていることを指摘し、モチーフの受容史における『懷硯』の位置を見定める。

本論文は、西鶴の奇談物の典拠を新たに指摘して西鶴の創作手法を解明し、かつ、関連する諸作品との比較を通じて西鶴の奇談物の特色を明らかにすることに成功している。西鶴以外の浮世草子、読本、舌耕文芸等に視野を広げることが今後の課題となるが、西鶴の奇談物について新たな知見を示したことは高く評価できる。

よって、本審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位に相当するものと判断した。